

わたし と年金

エッセイ募集中

あなたの物語
教えてください…

募集要項

【テーマ】

応募者ご自身や、ご家族などの身近な方と公的年金制度との関わりについて、「わたしと年金」をテーマにしたエッセイ

※公的年金の大切さ、公的年金との関わり、または社会保障としての公的年金の意義などに関するエピソードなど何でも結構です。

【応募資格】

一般、学生・生徒（中学生以上）

【応募要領】

① 郵送または電子メールで、日本年金機構「わたしと年金」担当あてご提出ください。

・日本語で1,000～2,000文字以内とし、400字詰め原稿用紙の場合、3枚から5枚、word文書形式による場合は、原稿横書き（A4判、4-0字×3.5行）としてください。

・氏名、ふりがな、年齢、性別、住所、電話番号、職業または所属（会社名、学校名等）を明記してください。

② 内容は未発表のものに限ります。

【応募締切】

2013年（平成25年）9月20日（金）

（当日消印有効）

※電子メールによる提出は、当日午後6時まで。

【提出先・お問い合わせ先】

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

日本年金機構 サービス推進部サービス推進グループ
「わたしと年金」担当まで

電話：03-5344-1100

※電子メールアドレス

watashito-nenkin@nenkin.go.jp

【賞】

最優秀賞「日本年金機構理事長賞」 1名

優秀賞 2名

入選 若干名

受賞者に対しましては、表彰状の授与並びに記念品を贈呈いたします。

【発表等】

・日本年金機構ホームページに掲載します。また、最優秀賞をはじめとする優秀作品につきましては全文を掲載します。（11月下旬予定）

その他、日本年金機構が発行する刊行物への掲載等を行う予定です。

・入賞作の著作権は日本年金機構に帰属いたしますが内容は本人の責任とします。応募作品は返却いたしません。



日本年金機構

Japan Pension Service

日本の年金制度の概要

1

公的年金はみんなが加入し支え合う制度です

公的年金の制度とは、年老いたときやいざというときの生活を、働いている世代みんなを支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金制度に加入して、保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

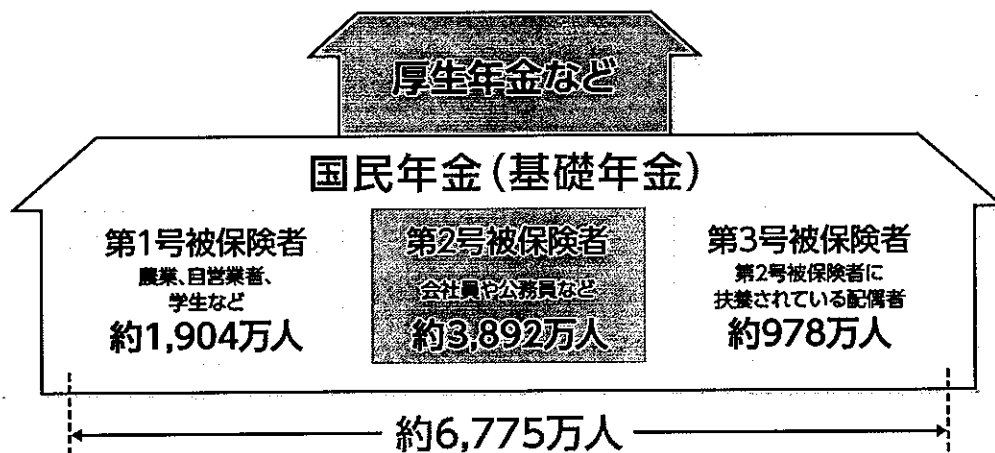
- ・日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満のすべての方に、国民年金への加入が法律で義務付けられています(国民皆年金)。
- ・原則的には保険料を納めなければ年金を受け取ることはできません(社会保険方式)。ただし、低所得などにより保険料を納めることが困難な方のために保険料免除制度や、若年者納付猶予制度、学生納付特例制度があります。

- ▶ 保険とは、将来起こり得る事故に備えて保険料をみんなで拠出し、事故が起きたときに集団で支え合う仕組みです。社会保険とは、社会連帯の精神に基づき、病気、けが、出産、死亡、老齢、障害、失業など生活の困難に遭遇した場合に一定の給付を行って、生活の安定を図ることを目的とした保険制度です。

2

公的年金制度は「基礎年金」「厚生年金等」の2階建て構造です

日本の公的年金制度は、2階建て構造で、国民年金は国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての方が被保険者となり、高齢期になれば加入期間に応じて基礎年金を受け取れます。これに加え、会社員は厚生年金、公務員等は共済組合に加入し、基礎年金の上乗せとして過去の報酬と加入期間に応じて報酬比例年金を受け取ることになります。



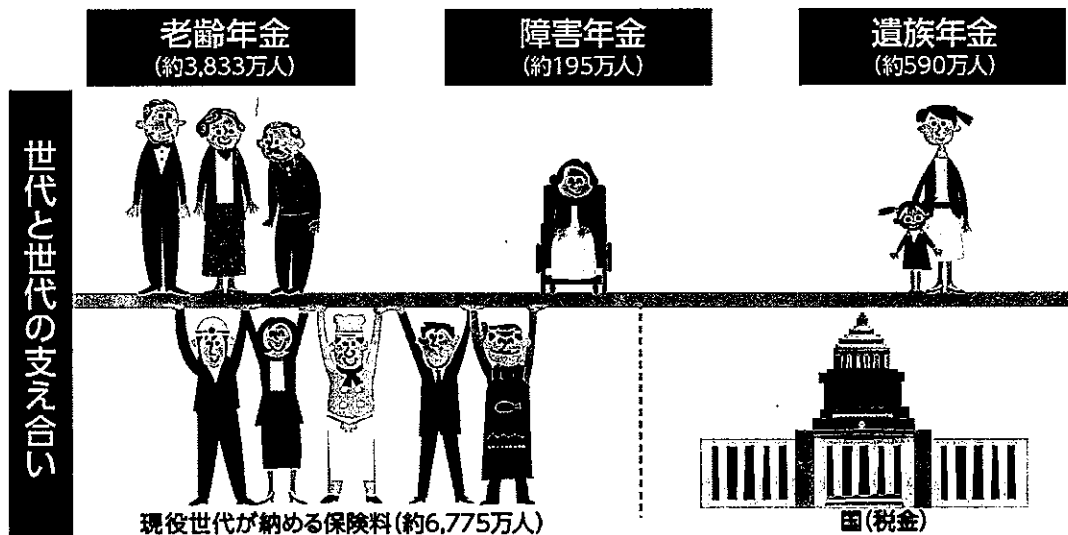
(注)さらにより豊かな老後に備えることを目的として、勤めている会社等が運営する企業年金制度や自営業者等を対象とした国民年金基金があります。

3

「世代間扶養」という考えのもと、世代と世代が支え合っています

公的年金制度は、現役世代が納める保険料で高齢者の方に年金を支給するという「世代と世代の支え合い」(世代間扶養)が基本になっています(これを賦課方式といいます)。また、基礎年金の1/2が国庫負担(=税金)でまかなわれています。

賦課方式を基本とする世代間扶養の仕組みにより、給付は終身にわたって続き、かつ、賃金や物価が上昇しても、それに伴い高齢者を支える現役世代の給料も増えるため、その分で高齢者の年金も改定(年金額のスライド)することができます。



●国民年金被保険者の種類

	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象者	○ 20歳以上60歳未満の農林漁業者、自営業者、学生、無業者等	○ 民間会社員、公務員	○ 第2号被保険者に扶養される20歳以上60歳未満の配偶者(年収130万円未満)
保険料	○ 月額15,040円(平成25年度現在) ○ 各自が納付 ※ 保険料の免除等の制度もあります。	○ 報酬額に比例 厚生年金の場合、報酬月額16.766%(平成24年9月~平成25年8月) ○ 会社と折半して負担 ○ 給料から天引き	○ 自己負担なし(配偶者が加入する年金制度が負担)
手続き	○ 市(区)役所または町村役場に届け出	○ 勤め先で事業主が届け出	○ 配偶者の勤め先経由で届け出

4

公的年金の給付は、老齢・障害・遺族の3種類です

老齢年金

65歳以降、国民年金から「老齢基礎年金」を終身にわたって受け取ることができます。保険料を納めた期間が長ければ長いほど（上限は40年：480月）、それだけ老後に受け取る年金も多くなります。逆に、保険料を納めた期間が短ければ受け取る年金も少なくなります。

※厚生年金に加入していた期間については「老齢厚生年金」が上乗せされます。年金額は、過去の報酬と加入期間に応じて決まります。

		国民年金の夫婦の例		厚生年金と国民年金の夫婦の例	
		夫	妻	夫	妻
上乗せ年金 (↑階)				老齢厚生年金 月額約100,000円 [40年加入の標準例]	
	基礎年金 (↓階)	老齢基礎年金 月額約65,000円 [40年加入]	老齢基礎年金 月額約65,000円 [40年加入]	老齢基礎年金 月額約65,000円 [40年加入]	老齢基礎年金 月額約65,000円 [40年加入]
		合計月額 約130,000円		合計月額 約230,000円	

※厚生年金のモデル年金（夫40年加入、妻専業主婦）は、現役世代（男性）の平均賃金に対する比率（所得代替率）は、2009年度時点ですべて約62.3%となっています。

障害年金

病気やけがで障害が残ったとき、国民年金から「障害基礎年金」を受け取ることができます。厚生年金に加入している場合は「障害厚生年金」が上乗せされます。

遺族年金

一家の働き手（夫）が亡くなったとき、子のある妻に対して、国民年金から「遺族基礎年金」を受け取ることができます。亡くなった人が厚生年金に加入していた場合は「遺族厚生年金」が上乗せされます。

過去のエッセイ入賞作品は日本年金機構ホームページでご覧いただけます。

日本年金機構 HP <http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構 エッセイ審査結果

検索